

令和5年度 文京区障害者地域自立支援協議会

第2回子ども支援専門部会 要点記録

日時 令和5年10月2日（月）午後2時から午後4時まで

場所 文京シビックセンター3階 障害者会館会議室AB

<会議次第>

1 開会

2 議題

出生時から幼児期における支援の切れ目について

3 その他

<出席者>

向井 崇 部会長、勝間田 万喜 副部会長、高山 直樹 部会員、荻野 美佐子 部会員、
高山 陽介 部会員、内田 千皓 部会員、鈴木 孝子 部会員、鵜沼 苗子 部会員、
川崎 洋子 部会員、加藤 たか子 部会員、高橋 拓也 部会員、松本 美紀 部会員、
吉羽柳町幼稚園長

<欠席者>

内海 裕美 部会員、井上 アヤ乃 部会員

<傍聴者>

4名

1 開会

吉羽柳町幼稚園長挨拶

2 議題

出生時から幼児期における支援の切れ目について

① 資料第1号について事務局より説明

② 区立幼稚園・幼保一元化施設における対応等について向井部会長より聞き取り

- ・ 要配慮の園児やその保護者への対応

学級の中では担任と支援員が連携している。保護者に園児の様子を伝える際は、担任と管理職が連携し、保護者との関係を密にもつようになっている。

- ・ 入園前の関係機関とのやりとり

面接、健康診断において発達の遅れ等が見られる場合は、保護者に発達の状況や関係機関からの指摘の有無を聞き取り、支援の必要性について相談する。保護者の同意を得たうえで特別支援教育相談委員会に諮り、行動観察の結果を踏まえて特別保育が適するか判断される。

- ・ 在園中に園児や家庭の課題が見つかった場合の関係機関とのやりとり

まずは園児の実態把握をし、次に保護者から家庭での様子を聞き取る。お子さんへの困り感のない保護者に対しては保育参観や行事の際の様子を共有したりしながら、支援が入ることにより子ども自身が過ごしやすくなるであろうことを伝える。ご自身の子どもの特性や発達の状態への受容が十分ではない保護者には長期的に寄り添いながら意見を伝えていくようになっている。

- ・ 就学時、就学後の小学校とのやりとり

教員、養護教諭、校長等による連絡会に参加し、特性がある園児の対応について伝えている。就学後は授業参観に参加して元園児の様子を確認している。

- ・ 巡回相談、保育所等訪問事業、文京版スターティング・ストロング・プロジェクト、ふみの輪、就学支援ファイル・シートの活用状況

巡回相談は、年6、7回実施されている。文京版スターティング・ストロング・プロジェクトでは、作業療法士、心理士が幼児観察を行い、遊具等を用いた運動サーキットを作っていたいただき、遊びに役立っている。就学支援シートは、レッテル貼りを懸念する保護者がいるが、園児が学校生活を送るにあたり丁寧な配慮を受けて

困り感がなくなるようにするために必要と伝えている。教育支援計画を園で作成し、小学校に引継ぎ資料として提供している。

- ・ 「発達的に気になるが、まだ支援に繋がっていない園児とその家族」へ行っている対応または必要だと思われる対応

登園時等における雑談等で保護者との関係づくりに努めている。保護者は家庭で困り事がなければ集団で困り事があると想像できない。保育参観や運動会などで集団での園児の様子を見てもらうことは有効であり、そこで学級での困り事に気づいてくれた保護者に対しては関係機関を紹介して支援につなげている。

- ・ 地域（町会等）との連携した取り組み

町会の方は学校運営連絡協議会の構成員でもあり、関係が築けている。登園時の様子等が町会を通じて伝わることもあり、支援に生かす情報となり得る。

- ・ 在園児以外の児童についての保護者等からの相談

個人面談において園児の兄弟姉妹の相談にのる場合がある。

- ・ 要配慮児対応についての研修等

正規教員は都、区の特別支援教育、人権教育の研修を受けている。特別保育支援員（幼稚園教諭免許又は保育士資格免許の有無を問わず任用可）は、区の研修を受けている。現場においても適切な支援を行うように適宜指導している。

- ・ 対応可能な要配慮児の程度、加配の教員がつく要配慮児の程度

基本的に支援が必要な園児2名につき支援員が1名ついているが、園児の実態にあわせて当該園児が教育活動に参画できるように配置されている。

③ 質疑応答・意見交換

- ・ 私立園との関わりについて。私立園との情報交換、共同研究などは行っているか。

→私立園からの転園の際に引継ぎとして情報提供を受けることはある。

- ・ 幼児期前後の切れ目について、現場で感じることはあるか。

→入園前の面接において、健診時の指摘を保護者に聞くと、入園できなくなることを懸念して話してくれないことがある。詳しく聞くと話してくれる。

- ・ 支援員、居場所、制度の移り変わりによる切れ目をつなぐには、ケース検討会議などを行い、本人のことを知る関係者を増やしていくことが重要である。

- ・ 保護者としては、子の特性を正直に伝えると入園、就学において不利になると考え、切れ目が作られてしまっていることも考えられる。保護者との関係がつくられ

ていれば、支援者の話を聞いてもらいやすく、サービスにつなげやすい。関係づくりのためにも信頼できる支援者が本人、保護者の周りに増えていくことが重要。

- ・ 就学相談に入るとレッテルを貼られてしまうと考える保護者もいるため、子どもを中心とした丁寧な就学支援がなされるとよい。就学相談資料については、民間事業所として小集団、専門機関の視点から情報提供することができる。
- ・ 障害児相談支援のモニタリングは基本的に6か月ごとのため、保護者との信頼関係を築くまでにいたらない。就学前に園、学校、民間事業所によるカンファレンスができればいいが、学校は個人情報保護の関係で民間事業所には情報提供できないこともあるので情報共有の難しさを感じる。
- ・ サービスを利用していない児童の情報は少ない。保護者が情報を開示していかないと支援につながっていかない。情報の開示はネガティブなことではなく、前向きなことであると説明することの重要性を認識した。
- ・ 保護者との関係づくりが難しい。情報を得る、他機関につなげるといった場合に関係性を構築できているかが重要となる。
- ・ 保護者と園の先生、学校の担任との関係性が良好であったのに、担当が変わったら関係が切れてしまうこともある。保護者と行政、事業者のつながりが信頼関係のもとに継続されていくとよい。
- ・ 乳幼児健診では、専門職による発育や発達の確認を行い、必要に応じて医療や教育センター、児童館、ひろば、拠点など専門機関や資源への紹介・案内を行っている。保護者と関係が途切れないように対応しているが、保護者側に困り感がないと支援継続が難しいことがある。
- ・ 学校としては就学支援シートを出してもらった方が特別な配慮について検討しやすくなる。就学相談は、就学相談員が保護者と学校の意向を踏まえて保護者が選択する就学先について検討するものであり、最終的には保護者の判断により就学先が決定する。

(事務局より参考資料 就学相談資料【就学前機関作成】の説明)

- ・ 都の就学相談の手引きにおいて、就学相談資料は最低限のものとする考えがあるため、就学相談資料は基本的に在籍園と行動観察の資料、医師の診断、発達検査の結果等とされているが、保護者の要望により民間事業所が作成した資料を特別支援教育相談委員会の参考情報とすることはできる。

- ・ 就学支援シートを作成するとレッテルを貼られてしまうと保護者が考えていることが問題である。そのような保護者に対してどのように関わっていくか。
 - ・ 就学相談を受けるかどうか悩んでいる保護者の相談に乗ることがある。そのような保護者に丁寧に付き添っていく役割があると思う。
 - ・ 今までグレーゾーンであった子どもについて、委員会の特別支援学級や特別支援学校に就学する方が教育効果が高いという判断を受け止められない保護者もいる。
 - ・ 就学はどの児童も通る過程のため、丁寧にやる価値がある。関係機関が保護者の障害受容、子育て観などの気持ちに寄り添ってけるとよい。
 - ・ あえて支援者側で情報共有してほしくないという保護者もいる。インテーク時には情報をどの範囲まで共有していいか必ず確認するが、関係機関同士でつながってほしくないという方もいる。保護者と教育センターで児童の成長の様子や療育内容、就学後の支援について記入し、学校側に情報提供するための就学応援シートもある。
- ④ 事務局より資料第1号（第1回子ども支援専門部会、事後アンケートでの意見等）の説明
- ・ 保護者が支援のニーズに気づけず、支援につなげられない
（参考）別紙1 共生のための文京地域支援フォーラム チラシ
 - ・ ワンストップ窓口の設置
重層的支援体制整備事業の方針について説明
 - ・ 情報共有における個人情報の壁
個人情報保護法とそのガイドラインにおいて、要配慮個人情報の取得、第三者提供には、原則として本人の同意が必要であることを説明
 - ・ 事例検討の実施
障害者総合支援法改正（令和6年4月1日）により、協議会にて事例について情報共有できること、協議会の参加者に対する守秘義務が設けられたことを説明
 - ・ 子ども支援に関する現状の把握、提供できる情報のまとめ
（参考）別紙2 障害者福祉のてびき（障害児関係箇所）
 - ・ 当事者の声を把握
今後の部会員の構成やゲストスピーカーの検討において参考とすることを説明